

環境政策課からリサイクルを中心としてエコな情報をお届けしてまいります。
今回は「分別指導」についてです。

大崎町に居住する外国人への出前講座について

●事業所の方へ

環境政策課では外国人実習生などを対象に分別の出前授業をおこなっております。外国人従業員のごみ出し・分別が分からず困っている事業所の方は大崎町役場環境政策課にご相談いただければ日程を調整し、出前授業を承っております。



●地域住民の方へ

外国人実習生の方々は遠く離れた外国から文化も言語も異なる大崎町に来て、日々仕事に励みながら生活しています。

地域住民の方におかれましては、ごみ出しや分別などで困っている外国人がいれば優しくお声がけいただきご指導いただけますと幸いです。

紙ごみの出し方について「どっちかな？」の迷いを解消！

～令和8年度から、紙の分別がもっとシンプルに変わります～

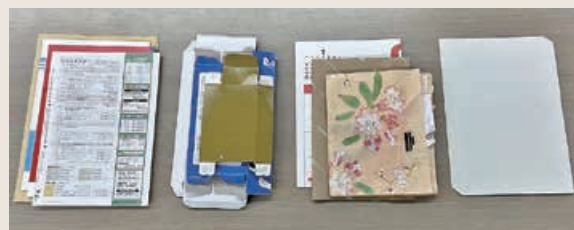
大崎町では現在28品目のごみ分別をお願いしていますが、令和8年度より「26品目」に見直します。特に迷いやすかった「紙出し」のルールを整理して、出しやすくします！

■ここが変わる！「紙のまとめ出し」がOKに

「雑誌・雑古紙」と「紙箱・包装紙」「コピー用紙」3種類の紙類は別々の品目として分かれていたため、それぞれ紙紐で縛って出してもらっていました。

令和8年4月から、3種の紙類は全てまとめて紙ひもで縛って出すことができるようになります。

※段ボール、牛乳パックなどの紙パック類、新聞・チラシはそれぞれ縛って出してください。



雑誌・雑古紙

紙箱・包装紙

コピー用紙



紙袋に入れるか、紙紐でしばって出せます。

【お問い合わせ先】 環境政策課 ☎476-1111 環境衛生係（内線161）、環境政策係（内線163）